

りそな年金研究所

企業年金ノート

【本題】確定給付企業年金のガバナンスについて ～第19回社会保障審議会企業年金部会における議論から～ P1
 【コラム】確定給付企業年金の事業報告書および運用基本方針について P6

確定給付企業年金のガバナンスについて
 ～ 第19回社会保障審議会企業年金部会における議論から ～

1. はじめに

本年（2017（平成29）年）6月30日、第19回社会保障審議会企業年金部会が開催されました。今回の企業年金部会では、同月6日に公表された「確定拠出年金の運用に関する専門委員会」報告書に関する議論が中心となるものと想定されていましたが、これに加えて、前回（第18回：2016年6月14日）および前々回（第17回：2016年4月28日）に続き、**確定給付企業年金（DB）のガバナンス**も議題に上がりました。

今回は、企業年金部会における議論のポイントを解説するとともに、DBのガバナンスならびに資産運用規制のあり方について論じます。

2. 企業年金部会における企業年金のガバナンスに関する議論の経緯

社会保障審議会企業年金部会における企業年金のガバナンス（統治）に関する議論の経緯は、図表1の通りとなります。

(1) 第13・14回会合から「社会保障審議会企業年金部会における議論の整理」の公表まで

企業年金部会で企業年金のガバナンスについて検討されたのは、第13回会合（2014（平成26）年12月15日開催）および第14回会合（同年12月25日開催）にわたり議論されたのが最初でした。なお、この時の議題は「企業年金のガバナンス」という表記でしたが、実質的にはDBに関する議論が殆どで、確定拠出年金（DC）については蚊帳の外に置かれている状況です。

さて、第13・14回会合では、DBのガバナンスに係る主な事項として、①組織・行為準則、②執行状況

＜図表1＞企業年金部会における企業年金のガバナンスに関する議論の経緯

年 月 日	出来事
2013年9月25日	社会保障審議会の専門部会として「企業年金部会」の設置が了承される
2014年12月15日	第13回社会保障審議会企業年金部会の開催（企業年金のガバナンス）
2014年12月25日	第14回社会保障審議会企業年金部会の開催（企業年金のガバナンス）
2015年1月16日	「社会保障審議会企業年金部会における議論の整理」の公表
2016年4月28日	第17回社会保障審議会企業年金部会の開催（確定給付企業年金のガバナンス）
2016年6月14日	第18回社会保障審議会企業年金部会の開催（確定給付企業年金のガバナンス）
2017年2月14日 ～6月6日	「確定拠出年金の運用に関する専門委員会」の開催（全8回）
2017年6月30日	第19回社会保障審議会企業年金部会の開催（確定給付企業年金のガバナンス）

（出所）各種資料等を基に、りそな年金研究所作成。

の監査等、③資産運用ルール、④加入者への情報開示、の4点が提示されました。これらのうち、基金型DBおよび規約型DBの組織面における権限・責任分担については「一定の整備が行われている」と整理されたものの、その他の論点については図表2の通り見直しの方向性が示されました。

2015（平成27）年1月16日に公表された「社会保障審議会企業年金部会における議論の整理」では、企業年金のガバナンスについて、総体的には「概ね方向性が一致し、見直しを行う」と位置付けられたものの、項目によっては「検討すべき」「引き続き議論が必要」とされたものも混在しており（図表2右列）、これらの項目に係る詳細は引き続き検討することとされました。

＜図表2＞第13・14回会合における論点および見直しの方向性

論点	見直しの方向性	「議論の整理」※1における実質的な整理		
組織・行為準則	権限・責任分担	一定の整備が行われている	「議論の整理」※1における実質的な整理 (同 左)	
	資産運用委員会	<ul style="list-style-type: none"> 資産運用委員会の設置の促進 外部専門家の資産運用委員会委員への登用 資産運用委員会の議事概要の報告・周知 		見直しを行うべき※2
	基金の理事の専門性	外部専門家の基金型DB理事への登用		引き続き検討すべき※3
	柔軟で弾力的な給付設計を行う場合の対応	加入者がリスク負担に見合う形で業務の決定に関与できるような仕組みの検討		引き続き検討すべき※3
執行状況の監査等	基金型DBにおける外部専門家による会計監査の促進	引き続き検討すべき※3		
資産運用ルール	DBの資産運用ルールの一定の見直し (厚生年金基金の資産運用ルールを参考に)	見直しを行うべき※2		
加入者への情報開示	<ul style="list-style-type: none"> 運用基本方針の全文開示の義務化 資産運用利回りの開示の義務化(年1回) (柔軟で弾力的な給付設計を行う場合)加入者側の代表による資産運用状況の詳細等の確認措置 	見直しを行うべき※2		

※1 社会保障審議会企業年金部会「社会保障審議会企業年金部会における議論の整理」(2015年1月16日公表)。

※2 文中にて「必要である」「適当である」「行うべき」「講ずるべき」「措置するべき」「促進する」「実現すべき」等と明記されている事項。

※3 文中にて「検討すべき」「考えられる」「引き続き検討」「引き続き議論」「改めて当部会で議論」等と明記されている事項。

(出所) 第14回社会保障審議会企業年金部会「資料2 企業年金のガバナンスについて」等を基に、りそな年金研究所作成。

(2) 第17・18回会合における議論

2016年（平成28）に開催された第17回会合（2016年4月28日開催）および第18回会合（同年6月14日開催）では、議題の名称が「企業年金のガバナンスについて」から「確定給付企業年金のガバナンスについて」へとひっそりと変更されました。

また、新たな論点として「**総合型DB基金への対応**」が追加されました（図表3）。総合型DB（総合型確定給付企業年金）とは、厚生労働省の通知（総合型確定給付企業年金の指導等について（平成20年12月19日年企発第1219001号））によると、「2以上の厚生年金適用事業所の事業主が共同で実施するDBで、当該適用事業所間の人的関係が緊密でないもの」と定義されています。適格退職年金の廃止や厚生年金基

＜図表3＞第17・18回会合における論点および見直しの方向性

論点	見直しの方向性
総合型DB基金への対応	代議員の選任基準の策定 <ul style="list-style-type: none"> 選定代議員（事業主が選定する代議員）：原則として全事業主（事業主が100人を超える場合は、全事業主の数の1割以上（上限50人）） 互選代議員（加入者において互選する代議員）：選定代議員と同数（従来通り）
	基金の名称に係る審査基準の追加 <ul style="list-style-type: none"> 既存の基金型DBと誤認させるおそれのある名称でないこと 国または地方公共団体の機関等と誤認させるおそれのある名称でないこと (総合型DBの場合)事業所の所在する地域とかけはなれた名称でないこと
	会計監査
資産運用ルール	DBの資産運用ルールの一定の見直し（厚生年金基金の資産運用ルールを参考に）
加入者への情報開示	DB制度への関心を高めるという観点から、周知項目・方法について改善の余地がないかどうか今後検討する

(出所) 第18回社会保障審議会企業年金部会「資料1 確定給付企業年金のガバナンスについて」等を基に、りそな年金研究所作成。

金の制度見直しに伴い総合型 DB 基金の設立が増加しつつある中、単独型（企業が単独で設立する形態）や連合型（グループ企業間で設立する形態）と比較して企業間の結びつきが緩やかである総合型 DB 基金についてガバナンスの強化が急務であるとの問題認識に立ち、①代議員の選任のあり方、②基金の名称のあり方、③会計監査のあり方、の3つの論点が議論されました。

このうち、「②の基金の名称のあり方」については、同年8月1日付で「確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準等について」（平成14年3月29日年企発第0329003号・年運発第0329002号）が改正され、企業年金基金（基金型 DB）の名称に係る審査基準がほぼ原案通り設けられました。

3. 今般(第19回会合)の企業年金のガバナンスに関する議論

今般の第19回会合では、前回(第18回)および前々回(第17回)で取り上げた論点について、引き続き DB のガバナンスが議題に上がりました。本節では、前回までの議論との相違点を中心に解説いたします。

(1) 総合型 DB 基金への対応

①代議員の選任のあり方

代議員の選任のあり方については、前回までは、原則として全ての事業主（ただし事業主数が100人を超える場合は、全事業主の1割以上）を選定代議員とする案が提示されていましたが、委員からは、中小企業の中には総合型 DB 基金の運営に関与するのが困難な事業所もあることや、事業主数100を境に代議員数の逆転現象が起こる（例：事業主数が100人だと代議員数100人だが、事業主数が101人だと代議員数が10人で済む）との指摘がありました。

これらの指摘を踏まえて、今般提示された案では、全事業所から代議員を選任するという方針が見直され、選定代議員の数は事業主の数の10分の1（事業主の数が500を超える場合は50）以上とされています（図表4）。また、加入事業所の9割以上が所属し、かつ、基金の運営に一定程度参画している組織母体等がある場合は、上記の規制を適用しない措置も併せて提示されています。

＜図表4＞代議員の選任のあり方に関する論点

論点	見直しの方向性
代議員の数	<ul style="list-style-type: none"> 選定代議員：事業主の数の10分の1（事業主の数が500を超える場合は50）以上 互選代議員：選定代議員と同数（従来通り）
選定方法	<ul style="list-style-type: none"> 選定代議員の選定の都度、全ての事業主により選定を行う 選定の方法は下記①～③のいずれか（少なくとも①または②を選択できるものとする） <ul style="list-style-type: none"> ①事業主が他の事業主と共同で選定代議員候補者を指名する方法 ②各事業主が独自の選定代議員候補者を指名する方法 ③事業主が選定行為を現役員・職員以外の第三者（選定人）に委任する方法
適用除外	<p>総合型 DB 基金の設立事業主の9割以上が所属し、次の①～③のいずれにも該当する組織体が別途存在する場合には、上記の代議員規制を適用しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①構成員である事業主に対して総合型 DB 基金への加入を義務付けまたは推奨することを決議等しており、その決議等に基づく活動実績が確認できる。 ②総合型 DB 基金における方針決定の手続に先だって、当該総合型 DB 基金の方針を組織決定している（総合型 DB 基金の実施・解散、給付設計、掛金・資産運用に関する方針）。 ③総合型 DB 基金の運営状況について定期的（四半期に1回程度）に報告を受け、当該報告を踏まえて今後の対応を必要に応じて検討するような体制が内部の委員会規定・定款等に定められており、それに沿った運営の事実が議事録等で確認できる。

（出所）第19回社会保障審議会企業年金部会「資料6 確定給付企業年金のガバナンスについて」等を基に、リそな年金研究所作成。

②総合型 DB における会計の正確性の確保

監査のあり方については、議論が開始された当初は、会計監査だけでなく監事監査や行政監査を含めた「執行状況の監査等」というテーマでしたが、いつの間にか会計監査のみに論点が絞られてしまっており、現在では、総合型 DB 基金のみの問題へと矮小化されている感があります。

さて、会計監査については、会計の正確性の確保の観点からは公認会計士が財務情報の適正性を保証する「会計監査」の導入が望ましいとされている一方、費用や事務負担で相当のコストを要することから、監査の対象・範囲やコスト面が課題とされていました。

今般提示された案では、会計監査の導入が有効であるとしつつも、その代替措置として、公認会計士に

よる合意された手続業務（AUP：Agreed upon procedures）の活用が新たに提案されました（図表 5）。AUP とは、公認会計士と依頼者との間で確認事項や調査手続等について事前に合意するとともに、当該合意に基づいた手続結果を会計士が依頼者に報告する業務をいい、会計監査よりも費用が比較的安価であるとされています。

また、会計監査または AUP の対象となるのは、貸借対照表（年金経理）の資産総額が 20 億円超の総合型 DB 基金とされたほか、それ以下の総合型 DB 基金についても、将来の会計監査等の導入を見据えて内部統制の向上を図るべく、専門家（公認会計士・年金数理人等）による支援を受けることが望ましいとの方向性が示されました。

AUP の導入については、基準等の手続の詳細について公認会計士協会、厚生労働省および総合型 DB 基金関係者が連携しながら検討し、早ければ 2019（平成 31）年度の実施が掲げられています。

＜図表 5＞会計監査と「合意された手続業務(AUP)」との相違点

	会計監査	合意された手続業務(AUP)
業務の開始	公認会計士が、財務情報の適正性を判断するために十分かつ適切な証拠を入手することができるよう監査計画を作成	公認会計士と依頼者間で、確認する具体的な事項とその方法について合意
対象・範囲	監査基準に準拠するが、詳細は職業的専門家としての監査人の判断による	依頼者との間で事前に合意された事項
結果報告	財務情報の適正性について意見を表明	合意された手続とその結果得られた事実についてのみ報告
費用	比較的高い	比較的安価で実施できる

（出所）第 19 回社会保障審議会企業年金部会「資料 6 確定給付企業年金のガバナンスについて」等を基に、りそな年金研究所作成。

（2）DB の資産運用ルール

DB の資産運用ルールに関する見直し案は、前回から大幅な変更はありません。基本的には、2012 年 2 月に発覚した AIJ 投資顧問による年金資産消失問題を受けて強化された厚生年金基金の資産運用ルールをほぼ踏襲した内容が提示されています（図表 6）。

＜図表 6＞DB の資産運用ルールに関する論点

論点	見直しの方向性	厚生年金基金における対応状況
運用基本方針および政策的資産構成割合	全ての DB において策定義務化（受託保証型 DB を除く）	対応済み
資産運用委員会	資産規模 100 億円以上の DB において設置義務化	設置は任意
分散投資	<ul style="list-style-type: none"> 分散投資を行わない場合の運用基本方針への記載および加入者への周知の義務化 集中投資に関する方針の策定義務化 	対応済み
オルタナティブ投資	オルタナティブ投資を行う場合の留意事項の運用基本方針への記載	対応済み
運用受託機関の選任・評価	定量評価・定性評価に係る具体的事例の追加 新たな定性評価項目の追記 <ul style="list-style-type: none"> 内部統制の保証報告書（86 号基準、SSAE16、ISAE3402 等） 投資パフォーマンス基準（GIPS） 	未対応
運用コンサルタントの要件	<ul style="list-style-type: none"> 金融商品取引法上の投資助言・代理業者であること 運用受託機関との間で利益相反がないか確認 	対応済み
代議員会・加入者への報告・周知事項	<ul style="list-style-type: none"> 運用受託機関の選任・評価状況の代議員会への報告 資産運用委員会の議事録の保存および加入者等への周知 	対応済み
スチュワードシップ責任・ESG	<ul style="list-style-type: none"> 運用受託機関の定性評価項目とすることの検討 利益相反についての明確な方針の策定等の要請 運用受託機関からのスチュワードシップ活動報告の入手および当該報告の代議員会・加入者への報告・周知 	未対応

（出所）第 19 回社会保障審議会企業年金部会「資料 6 確定給付企業年金のガバナンスについて」等を基に、りそな年金研究所作成。

(3) 加入者等への説明・開示

加入者等への情報開示については、現行の「業務概況の周知」の状況が検討された結果、周知内容については必要な項目が網羅されているとの結論に達しました。その上で、加入者等へ DB 制度の状況をよりわかりやすく開示し、もって DB 制度への関心・理解をより深めてもらう観点から、「DB 全体との比較」や「企業の退職金制度の全体像およびその中での DB の位置付けの開示」等の見直しを行うのが望ましいと提案されました。

4. 結びにかえて ～ 今回の企業年金部会における議論を踏まえて

そもそも年金制度は、掛金の拠出を行ってから実際に年金給付が行われるまで、じつに数十年の期間を要します。1990 年代後半以降、わが国の企業年金においてガバナンスのあり方が議論されるようになったのは、資産運用の自由化が進展する状況下において、年金制度を長期にわたり健全に運営するための体制整備等が重要であるとの問題意識が本来は背景にあります。

しかしながら、昨今の企業年金部会における企業年金のガバナンスに関する議論を振り返ると、代議員数の増加や会計監査の導入に代表されるような、規制ありきの内容ばかりが目につきます。これは、かつての AIJ 事件の再発防止という行政当局の姿勢の表れなのかもしれませんが、準公的な制度である厚生年金基金と純正な民間の制度である DB との性質上の差異や、あるいは基金型 DB と規約型 DB との性質上の差異を考慮することなく、例えば「総合型 DB 基金だから」という表層的な理由で規制をかけることが、果たして本当に企業年金のガバナンスの強化につながるのでしょうか。

また、同部会における企業年金のガバナンスに関する議論は今回で終了となり、2018（平成 30）年度からの導入を目指して政省令等の準備に着手する旨が示されました。このような重大かつ多面的に論じるべき事項をたった 1 回の審議で終わらせることについては、甚だ疑問を感じます。今回の会合では、同時に「確定拠出年金の運用に関する専門委員会」の審議内容についても報告されましたが、運用商品数の上限や指定運用方法（デフォルト商品）の設定基準などという無意味な規制のために 8 回もの審議機会が設けられたことと比較すると、企業年金のガバナンスについては議論が尽くされたとは到底言えないのではないのでしょうか。いずれにせよ、今後の企業年金のガバナンスのあり方については、規制ありきではなく、多面的かつ本質的な議論を引き続き展開していかなければなりません。

<ご参考資料>

第 19 回社会保障審議会企業年金部会 資料 （厚生労働省ホームページ）

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000169637.html>

企業年金ノート 2016 年 5 月号 (No.577) 「確定給付企業年金のガバナンスについて ～第 17 回社会保障審議会企業年金部会における議論から～」

<http://www.resonabank.co.jp/nenkin/info/note/pdf/201605.pdf>

(りそな年金研究所 谷内 陽一)

確定給付企業年金の事業報告書および運用基本方針について

第 82 回のコラムのテーマは、確定給付企業年金（DB）における「事業報告書」および「運用基本方針」に関する、ある信託銀行の営業マン「Aさん」と、その上司である「B課長」とのディスカッションです。

- A さん：先日、規約型 DB を実施しているお客さまを訪問した際に「今般の確定給付企業年金法の関連政省令の改正により、リスク対応掛金とリスク分担型企業年金が導入されたことは承知したが（弊誌 2016 年 9 月号（No.581）コラムおよび 2017 年 2 月号（No.586）コラムをご参照）、事業報告書の様式に関しても変更があると聞いた。当社は DB 制度の決算が 3 月末だが、どのように対応すればよいか？」と尋ねられました。事業報告書の様式の改正については、財政決算の基準日が 2018 年 3 月 31 日までの場合は改正前の様式を使用することが認められているので、今年度は改正前の事業報告書を使用するようご案内しました。
- B 課長：お客さまは、改正法令だけでなく通知にもしっかり目を通しているようだね。なお、リスク対応掛金やリスク分担型企業年金を実施する場合には、改正前の様式を使用することは認められていないから、注意しておいてね。
- A さん：はい。今回訪問したお客さまが、リスク対応掛金やリスク分担型企業年金を実施していないことは確認しています。それから、次回の訪問時には、事業報告書の改正内容もご案内したいと考えています。
- B 課長：来年 4 月以降の財政決算からは、改正後の様式で事業報告書を作成することが必須になるからね。今のうちに、事業報告書の改正内容について確認しておこう。
ところで、そもそも事業報告書にはどのような内容が記載されているか覚えているかな。
- A さん：そうですね・・・給付や掛金、それに資産運用の状況が記載されていると記憶しています。
- B 課長：そうだね。では、事業報告書の記載項目および改正内容について、下図で簡単に整理してみよう。

◆事業報告書の主な改正内容

項目	主な改正内容	
1. 適用状況 (実施事業所の数および加入者数)	変更なし	
2. 給付状況 (給付の件数および金額)	変更なし	
3. 掛金拠出状況 (各種掛金の納付額等)	「リスク対応掛金」「リスク分担型企業年金掛金」「(再掲) 加入者負担分」の項目を追加	
4. 年金通算状況 (他制度からの移換件数)	変更なし	
5. 年金資産の 運用状況 (年金資産の 残高や構成)	(1)政策的資産構成 割合等	「予定利率」「調整率」の項目を追加等
	(2)資産別残高及び 資産構成割合	「短期資産」の項目の追加 「その他資産の内訳」を明確化
	(3)運用機関別資産 残高等	運用商品ごとの時価金額および構成割合の追加等

- A さん：特に「3.掛金拠出状況」は、改正前と改正後の項目を比較してみると一目瞭然ですね。また、リスク対応掛金等に関する項目だけでなく、「(再掲) 加入者負担分」という項目も追加されているので、加入者負担掛金を実施している DB では注意しないとイケませんね。

◆「3. 掛金拠出状況」の新旧比較

改正後		改正前	
3. 掛金拠出状況 (単位:円、%)		3. 掛金拠出状況 (単位:円、%)	
企業年金 リスク 分担型 以外型	標準掛金		
	特別掛金		
	リスク対応掛金		
リスク分担型企業年金掛金			
特例掛金			
事務費掛金			
(再掲)加入者負担分			

※ 赤字部分は、今般の改正により追加された項目

B 課長：よく気が付いたね。じつは、今般の政省令の改正によって影響を受けるのは、リスク対応掛金やリスク分担型企業年金の実施を検討しているお客さまだけではないんだ。政省令の改正内容については、全体像を把握しておくことが大切だね。

A さん：なるほど。よく「広い視野を持つことが大事」だと言われますが、その通りですね。

B 課長：さて、他に改正されている項目は、「5. 資産運用状況」だね。ここでは、まず「調整率」や「予定利率」の項目が追加されているよ。

A さん：「調整率」はリスク分担型企業年金に使用されている数値なので、記載を求められるのは、リスク分担型企業年金を実施しているお客さまだけですな。「予定利率」はあらゆるDB制度で使用されている数値なので、すべてのDBのお客さまが記載する必要がありますね。

B 課長：その通りだね。なお、「予定利率」は直近の財政計算で使用した継続基準上の予定利率の数値を記載する必要があるよ。

さらに、資産運用状況の項目では「その他資産の内訳」が詳細化・細分化され、運用商品ごとに時価金額および構成割合を記載しなければならなくなったんだ。

◆「5. 資産運用状況」における「運用商品ごとの時価金額および構成割合」の新設

(単位:百万円、%)

区分	時価金額	構成割合(%)
バランス型運用計		
内訳	〇〇信託銀行	
	〇〇生命保険	
	〇〇投資顧問	
国内債券パッシブ計		
〇〇投資顧問		
資産合計		100.0

(※1) 内訳欄は、適宜増やすこと。

(※2) 共同運用事業に係る資産は含めない。

左図の区分以外にも「国内債券その他計」「国内株式パッシブ計」「国内株式その他計」「外国債券パッシブ計」「外国債券その他計」「外国株式パッシブ計」「外国株式その他計」「一般勘定計」の区分があり、運用商品ごとの時価金額および構成割合を詳細に記載することが求められています。

A さん：これは記載内容が詳細にわたり過ぎていて、作成するのが大変そうですね。年金信託契約などに係る信託財産については、時価総額の情報を提供する等、お客さまへのサポートを充実させていかなければなりませんね。

B 課長：そうだね。お客さまがスムーズに作成できるよう、対応を準備しておこう。

ところで、今般の政省令の改正では、運用基本方針に関する改正があったのを知っているかな。

- A さ ん：はい。運用基本方針を作成・変更する場合は、「加入者から意見を聴くこと」および「加入者に変更内容を周知すること」が義務化されました。リスク分担型企業年金であれば、資産運用の実績が給付額に影響を与えますから、資産の運用方針を気にする加入者もいるかもしれないですね。ただ、リスク分担型企業年金を実施しない DB も、上記の要件を満たす必要があるのでしょうか。
- B 課 長：運用基本方針の作成を義務付けられている DB（基金型 DB および加入者数 300 人以上または運用資産 3 億円以上の規約型 DB）は、リスク分担型企業年金を実施しているに関わらず、加入者から意見を聴取する必要がありますよ。
- A さ ん：確か、加入者数 300 人未満かつ運用資産 3 億円未満の規約型 DB では、運用基本方針の作成は義務ではありませんでしたよね。
- B 課 長：その通りだよ。ただし、その場合でも、積立金の運用実績利回りを再評価率とする「運用実績連動型キャッシュバランスプラン」やリスク分担型企業年金を実施している場合には、運用基本方針の作成が義務付けられているから気をつけておいてね。
- A さ ん：はい。わかりました。しかし、運用基本方針の内容を加入者に周知するのは、業務概況の周知と併せて行うことができそうですが、運用基本方針の内容についてはどのようにして加入者の意見を聴くのでしょうか。
- B 課 長：運用の基本方針の周知は、業務概況の周知により行うことができると法令でも定められているよ。なお、加入者の意見を聴く方法については、法令では以下の 3 つの方法が定められているんだ。

①	規約で定めるところにより加入者の代表者を選出し当該代表者が参画する委員会を設置した上で、当該代表者に対して意見を述べる機会を設けること。また当該代表者からの要求に応じて運用実績を開示する方法
②	規約で定めるところにより加入者に意見の提出の機会を与えることおよび代議員会の議決を経ること。また代議員からの要求に応じて運用実績を開示する方法
③	業務概況とともに周知される基本方針に関して加入者の意見を聴く方法

ただし、②の方法は基金型 DB を実施している場合に限り認められる方法であること、③の方法は運用実績連動型キャッシュバランスプランやリスク分担型企業年金を実施している場合には認められない方法であることに注意が必要だよ。

- A さ ん：そういえば、③の方法が認められる場合には、業務概況の周知に際して問合せ用の連絡先を記載しておくことで対応できると、厚生労働省の通知にも記載されていましたね。今後は、複数の会社で DB 制度を実施している場合も含めて、「どの部署を問合せ先にすべきか」「加入者からの意見や問合せにはどのように対応すべきか」等の相談をお客さまから受ける可能性がありますね。その対応も準備をしていきたいと思います。
- B 課 長：いい心がけだね。お客さまによって選択可能な対応や行うべき対応が変わってくるから、引き続きよく勉強しておいてね。
- A さ ん：今般の政省令の改正が、リスク対応掛金やリスク分担型企業年金の実施と関連のない部分でも影響が大きいということがよくわかりました。今後も、お客さまに適切な説明が行えるように、広く改正内容について把握していきます。

(年金業務部 年金信託室 申請・契約グループ 三輪 直之)

企業年金ノート 2017(平成 29)年 7 月号 No.591

編集・発行：株式会社りそな銀行 信託ビジネス部 りそな年金研究所
〒135-8581 東京都江東区木場 1-5-65 深川ギャザリア W2 棟
TEL: 03-6704-3361 E-mail: Pension.Research@resonabank.co.jp



りそな銀行ホームページ(企業年金・iDeCo のお客さま): <http://www.resonabank.co.jp/nenkin/index.html>
りそな企業年金ネットワーク: <https://resona-nenkin.secure.force.com/>
確定拠出年金スタートクラブ: <https://dc-startclub.com/>